青森県健康福祉部高齢福祉保険課介護事業者G

## 指定(許可)更新申請の手引き

### 1 更新申請手続きについて

## (1) 受付期間 通知文に記載のとおり

- ※基本的に、指定有効期間満了日の属する月の前々月中及び更にその前月中と しますが、その時期における県内の総対象件数の多寡により前後する場合が あります。
- ※受付期間内に申請が無かった場合は、更新が受けられない場合もありますの で御協力をお願いします。
- (2) 申請方法 簡易書留により下記あて郵送してください。

書類郵送先 住所: 〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

宛先: 高齢福祉保険課介護事業者グループ

- ※普通郵便やメール便などの場合でも受付はしますが、申請書類の収受確認連絡は行わないため、万が一配達中途等での紛失等の事故があった場合でも、 県としては一切補償出来ませんので御注意ください。
- ※封筒宛名面隅等に「更新申請書類在中」と朱書きしてください。
- ※来庁による持参は御遠慮願います。

#### (3) 提出書類

## ① 指定(許可)更新申請書

今回の更新申請に係る申請書です。

必要事項を記入し、申請者(開設者)の所在地、名称、代表者の職・氏名を記入してください。なお、代表者印の押印は不要となりました。

提出は1事業所につき1部(事業所番号毎に1部)です。

## <注意事項>

・氏名、住所等を記入する場合の文字について、正式な本来の表記が旧字体や異字体の場合、略字での 記入や新字体での置き換えはせず、必ず本来の文字等で記入してください(戸籍や住民票、登記簿等 に標記されている文字表記を使用してください)。

例 漢字:齋藤→斉藤、國→国、壽→寿、カナ:ヱ→エ、ヰ→イと略したり、置き換えたりしない。

- 郵便番号を記入する際は、住所との整合性が取れているか十分に確認してください。
- ・住所の番地等を記入する際は、住民票や戸籍、登記簿等に記載されている本来の表記にて記入してく ださい。

例:三丁目2番地1号→3-2-1などと略さない。

#### ② 付表(指定に係る記載事項)及び別添(添付書類・チェックリスト)

(対象となるサービス種類の様式のみ同封しています。)

書類はサービス種類別となっていますので、①の更新申請書で記入した、今回指定更新を

受けるサービス種類に該当するもの全てについて、付表及び別添(添付書類・チェックリスト)を併せて1部ずつ提出してください。

添付書類の添付を省略する場合は、「添付省略」にチェックを付けてください。届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

## ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態の一覧表

各事業所における就業形態及び職員の当月(更新申請書を提出する日の属する月)の勤務 形態について、1サービス種類につき1部ずつ作成し提出してください。ただし、同種の居 宅サービスと介護予防サービスとを同時に更新申請する場合は、同種のサービスごとに併せ て1部を提出してください。

記入が必要な職員は、基準上配置が義務付けられている職種の者全て(登録ヘルパー、嘱託の医師等も含む)となりますので記入漏れのないよう注意してください。

なお、<u>事業所独自の様式(シフト表や勤務表など)での代替は可能ですが、「「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目一覧」に記載されている項目が盛り込まれている</u>必要があります。

※ 別な事業所等と兼務している職員がいる場合、兼務先事業所での勤務表等を別途求める場合がありますので、あらかじめ御了知いただくと共に御協力をお願いします。

## ④ 職員の資格証の写

③に記入した職員について、従事する職種に必要な資格要件を証明する書類(資格証:医師免許証、介護福祉士登録証など一**別紙「資格証の添付が必要な職種について」参照**)を提出してください。

資格を要しない職種の場合は不要です。

#### ⑤ 事業所の平面図 (参考様式)

事業所の平面図を1部提出してください。

様式については参考様式ですので、既存の図面等がある場合は代替していただいても構い ません。

なお、施設等で建物の一部分を当該介護サービス事業所としている場合は、建物全体の平面図と当該介護サービス事業所内の平面図を1部ずつ提出してください(建物の全体図には、 当該介護サービス事業所部分が判るようマーカー等で印を付けてください)。

※共生型サービス事業所においては平面図の添付は不要ですが、この場合、指定障害福祉 サービス事業者等に係る指令書(指定更新されている場合は更新時)の写しを添付してく ださい。

#### ⑥ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

#### (対象となる事業所のみ様式を同封しています。)

介護支援専門員の配置が必要なサービス種類 ((介護予防) 特定施設入居者生活介護、介護保険施設) の場合、作成し提出してください。

※介護支援専門員の配置が基準上義務付けられているサービスにおける配置状況の記入を 求めているものであり、介護支援専門員の資格を有する職員全員について記入を求めるも のではありません。

## ⑦ 誓約書及び誓約書別紙 (対象となるサービス種類の様式のみ同封しています。)

別紙は事業種別となっていますので、更新を受けるサービス種類に該当するものについて 1部ずつ提出してください。

## ⑧ その他

運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要等は、届出済み内容から変更があった場合に提出してください。

- ※内容審査の状況により、上記以外の書類の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめ 御了知ください。
- ※各様式については、県高齢福祉保険課ホームページにも掲載しておりますので、適宜ダウン ロードしてください。

県高齢福祉保険課「介護保険事業者の指定更新申請手続」ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/jigyousha\_koushin.html

#### 2 審査結果や更新決定等の通知について

更新決定となった事業所に対しては、指定有効期間満了までに指令文書を発出します。

## 3 事業所の変更・休止・廃止について

更新申請後に変更が生じた場合は、「変更届」を提出してください。

また、更新申請後にサービスを廃止等する場合は、「指定(許可)更新申請取下書」(様式 K01-2) と併せて、「廃止届」又は「辞退届」を添付して提出してください。

なお、指定更新申請に対する審査に当たっては、指定基準を満たしていることを確認する必要があるため、**事業休止中のままでの指定更新は出来ません。** 再開が行われなければ、指定の有効期間満了をもって失効となります。

#### 4 問い合わせについて

指定更新に関する問い合わせについては、裏面様式により FAX にてお願いします。

FAX 送信先:高齢福祉保険課介護事業者グループ

FAX番号: 017-734-8090

## 高齢福祉保険課介護事業者グループ行(FAX 017-734-8090)

# 介護サービス事業者の指定更新に係る質問票

	7100 - C 713 R G 92 10/C.	
サービスの 種類		
事業所名	(担当者名)	
連絡先	電話番号	FAX番号
質問内容 (項目)		
(2(=)		
(内容)		
(内容)		